

委員会提出議案第 1 号

柏市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 4 日

柏市議会議長 石 井 昭 一 様

議会運営委員会委員長 日 暮 栄 治

提案理由

新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、オンライン会議システムを活用した委員会を開会できることとしたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市議会委員会条例の一部を改正する条例

柏市議会委員会条例（昭和62年柏市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（オンライン会議システムを活用した委員会）

第15条の2 委員長は、重大な感染症のまん延を防止するため、又は大規模な災害が発生したため、委員の委員会の開会場所への参集が困難と判断する場合であって、委員会の運営に委員、第21条の規定による求めに応じ説明のため出席する者その他の関係者が映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）を活用することが必要と認めるときは、オンライン会議システムを活用した委員会を開会することができる。

2 委員は、前項の規定により開会する委員会（以下「オンライン委員会」という。）へのオンライン会議システムによる出席（以下「オンライン出席」という。）を希望するときは、委員長の許可を得なければならない。

3 委員長は、前項の許可をするときは、当該許可を希望する委員の意見を聴いて、オンライン会議システムを活用するために必要な装置が設置された場所であって委員長が相当と認める場所を、委員ごとに指定して行うものとする。

第16条本文中「出席し」を「出席（オンライン委員会にあっては、オンライン出席を含む。以下同じ。）をし」に改める。

第17条第1項中「出席委員」の次に「（オンライン委員会にオンライン出席をした委員（以下「オンライン出席委員」という。）を含む。以下同じ。）」を加える。

第18条ただし書中「出席し」を「出席をし」に改める。

第22条第2項中「退場させること」の次に「（オンライン出席委員が当該命令に従わないときにあつては、オンライン出席ができ

ないようにすること)」を加える。

第24条中「出席し」を「出席をし」に改める。

第26条第3項中「退席させること」の次に「（オンライン委員会にオンライン出席をした公述人の発言がその範囲を超え，又は当該公述人に不隠当な言動があるときにあっては，オンライン出席ができないようにすること）」を加える。

#### 附 則

この条例は，公布の日から施行する。